

「学校の新しい生活様式」に基づいた佐古小学校の持続的な学校運営方針

R2.8.26(水)策定

R2.10.26(月)、R2.12.7(月)、R2.12.10(木)R3.9.8(水)、R3.11.25(木)

R4.1.26(水)、R4.2.10(金)、R4.3.1(火)、R4.3.11(金)、R4.4.20(水)一部改正

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に対応した長期的な学校運営を考え、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るために、感染リスクはゼロにならないということを受け入れたうえで、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することを念頭に置き、学校運営方針を検討する。

また、運営方針の判断根拠として、文部科学省より示された『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル化～「学校の新しい生活様式」～』及び『高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安』等に基づいて、佐古小学校における学校運営の方針を定めるものとする。

2. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑感染リスクの高い活動を停止 ↓拡大局面	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4(避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3(対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2(警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負担が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1(維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

3. 「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

4. 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版） 令和4年3月5日変更						
判断指標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）
	最大確保病床の 占有率 〔直近7日間の 新規感染者数の想定〕	3%未満 〔140人未満〕	3%以上 〔140人以上〕	10%以上 〔420人以上〕	25%以上 〔1,120人以上〕	40%以上 〔即応病床の占有率：50%以上〕 〔1,960人以上〕
	国の分科会の レベル分類	レベル0 〔感染者ゼロレベル〕	レベル1 〔維持すべきレベル〕	レベル2 〔警戒を強化すべきレベル〕		レベル3 〔対策を強化すべきレベル〕 レベル4 〔避けたしレベル〕
対応方針 ※2	共通事項	□「新しい生活様式」等の実践 （例）・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □各店舗における適切な感染対策の徹底				
	外出		「3密」の徹底回避	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ		
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請の検討	一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請
	会食	（共通事項に留意）		可能な範囲で 規模縮小・時間短縮	4人以下、2時間以内 ※4 〔ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5〕	4人以下、2時間以内 ※4〔ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討〕
	イベント等	（国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応）			「人数」、「収容率」上限の設定を検討 〔ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5〕	「人数」、「収容率」上限の 設定〔ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討〕
	県立学校	市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※6				
	県立施設	開館			使用制限の検討	
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

《参考資料》

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

“無意識に”顔を触っていませんか？

目 3回

鼻 3回

口 4回



1時間に平均23回触っています。
そのうち、目、鼻、口などの粘膜は、約44%を占めています。

〔参考文献〕 Yen Lee Angela Kwok, Jan Grabon, Mary Louise McLean. Face touching: A frequent habit that has implications for hand hygiene. Am J Infect Control. 2015 Feb 1;43(2):112-114
(https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC115321/)

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます

約100万個

1/100

1/10,000

1/1,000,000



手洗いの効果（イメージ図）

（参考文献） 島崎次郎：感染症学雑誌 80:496-500(2006)

手洗いの5つのタイミング

公共の場所から
帰った時

咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時

ご飯を食べる時

病気の人の
ケアをした時

外にあるものに
触った時

前後！

厚生労働省ホームページから

手洗いの6つのタイミング



5. 校内対応レベル1

高知県内ステージ感染観察(140人未満)、高知県内ステージ注意(140人以上)の場合、佐古小学校で濃厚接触者が1名出た場合

(1) 基本的な感染症対策を実施する。

①感染源を絶つこと

■発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合は、児童も教職員も自宅で休養することを徹底する。

■登校時の健康状態の把握

登校時、児童の検温結果及び健康状態を把握する。

※家庭での検温を周知し、検温抜かりの場合は、朝、玄関で自己検温を行う。

※健康観察カードに検温結果を記載して提出させ、毎日、担任が健康状態を確認する。

■登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合には、当該児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるとまで療養するように促す。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応を行う。

②感染経路を絶つこと(飛沫感染・接触感染の予防)

■手洗いを習慣する

接触感染の仕組みについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。また、用具や物品の共用はできるだけ避け、共用した場合は、使用後の手洗いを指導する。

《手洗いの6つのタイミング》

- 外から教室に入るとき ○咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ○給食(昼食)の前後
- 掃除の後 ○トイレの後 ○共有のものを触ったとき

■咳エチケットを習慣づける

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

《3つの咳エチケット》

- マスクを着用する。(口・鼻を覆う)
- 〈マスクがない時〉ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- 〈マスクがなく、とっさの時〉袖で口・鼻を覆う

■清掃や消毒を徹底する

学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させ、減少させることは困難なため、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童の免疫力を高め、手洗いを徹底する。

○床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は行わない。

○机、椅子については抗菌コーティングを施しているため、特別な消毒作業は行わず、清掃活動は水拭きでの対応とする。

○大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は抗菌コーティングを施しているため、特別な消毒作業は行わず、清掃活動は水拭きでの対応とする。

○トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消

毒作業は行わない。

○器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるように指導する。

(2) 集団感染のリスクへの対応を行う。

感染リスクが高い環境といわれる「3密(密閉・密集・密接)」と「大声」に留意した教育活動を学校で行う。

①「密閉」の回避(換気の徹底)

午前7時30分を玄関開錠時間とし、それまでに教室の窓を開放して事前換気を行う。

また、通常時の換気は、可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。

■窓のない部屋

常時入口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。

■体育館のような広く天井の高い部屋

朝から窓を開けて換気に努める。気温が高い時の体育館利用は、大型冷風機等によって空気を循環させるとともに、熱中症予防にも努める。

■エアコンを使用している部屋

エアコン使用時にも定期的に換気を行い、室内の空気と外気の入れ替えを行う。

■冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期だが、空気が乾燥して飛沫が飛びやすくなる時期であるので、気候上可能な限り、常時換気に努める。(難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。)

また、室温低下による健康被害が生じないよう、温かい服装を心がけるように指導し、授業等の学校内活動における保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

②「密集」の回避(身体的距離の確保)

できるだけ2メートル(最低1メートル)空けることに留意し、可能な限り身体的距離を確保する。1メートルの距離が確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することを徹底するなど、より「3つの密」を避ける手立てを講じる。

また、教室での児童の間隔は1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を考える。

③「密接」の場面への対応(マスクの着用)

■マスクの着用

○マスクの着用を習慣化する。(身体的距離が十分とれない時は特に着用留意する)

〈マスク着用の必要がないとき〉

- ・熱中症の恐れがある場合
- ・息苦しいと感じる場合
- ・体育の授業や外遊びの場合

※マスクを外した時には、身体的距離を確保するように意識づけを行う。

○正しいマスクの着用をする。

- ・鼻と口の両方を確実に覆う
- ・ゴムひもを耳にかける
- ・隙間がないように鼻まで覆う

○マスクを外すときの取り扱い

ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。

(3) 感染予防を徹底しながら、通常どおりの授業を行う。

- ペアやグループによる学習は、長時間、近距離で対面形式とならないように配慮する。
- 対面形式で一斉に大きな声で話す活動は行わない。行う場合には、ソーシャルディスタンス等の感染予防に十分留意して行う。
- 体育を行う場合はマスクを外し、できるだけ密接や密着する活動を避けて授業を行う。また、体育館で行う場合は、ソーシャルディスタンスに十分配慮して密集・密接を防いで行う。
- 音楽の授業で歌唱や器楽演奏を行う場合は、3密や飛沫感染を考慮し、通常どおりの形態や流れで行う。
- 理科の実験や家庭科の実習では、3密や飛沫感染を考慮し、通常どおりの形態や流れで行う。
- 図画工作の共同制作等の表現や鑑賞の活動を行う場合は、3密や飛沫感染を考慮し、通常どおりの形態や流れで行う。
- 年間指導計画の組み換えで対応が可能な単元については、組み換えを検討し、3つの条件が重なる状況を作らない。
- 外国語活動及び外国語の授業は、3密や飛沫感染を考慮し、マスクを着用したうえで通常どおりの形態や流れで行う。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしない。
- 器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
- 社会見学等の場合は、感染予防対応を十分に考慮した計画を立てたうえで実施する。
- 泊を伴う学校行事(宿泊学習や修学旅行)は、感染予防を考慮した対応マニュアルを作成したうえで実施する。

(4) 感染予防を徹底しながら、授業外の生活指導を行う。

①朝の会

- 「朝の健康観察」の確認を行い、微熱や体調不良がある児童がいた場合は管理職等に連絡する。
※児童の様子を観察して、管理職と養護教諭が相談のうえ、帰宅等の判断を行う。
※帰宅の場合に早退扱いはしない。
- 家庭での検温抜かりがあった場合には、児童玄関設置のサーマルカメラでの検温を習慣づける。
- 毎日の「朝の健康観察」は、グループウェアに各担任が入力し、養護教諭が確認をして全体把握をする。

②休み時間

- できるだけ3つの条件（密閉・密集・密接）に気をつけて休み時間を過ごす意識を持たせる。
- ・教室の両側窓を開けて換気を行う。
- ・図書館の利用前後の手洗いを習慣化させる。
- ・休み時間の終わりの手洗いを習慣化させる。

③給食

- 配膳用机や配膳台は抗菌コーティングを施しているので水拭きでの対応とする。
- 給食係は必ずマスク及びエプロンを着用する。
※マスクを持っていない場合は学校のマスクを与え、翌日から持ってくることを促す。
- 給食の準備や片付けは無言準備を徹底する。
- 食事中はマスクを外すため、通常時以上に換気の徹底や強化に留意する。
- 給食中も机は対面を避けて間隔を開け、無言で食べることを徹底する。
- 給食前後の手洗いを習慣づける。

④掃除

- 窓を開け、換気のよい状態で掃除を行う。
- 抗菌コーティングを施している物は水拭きでの対応とし、それ以外は家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。
- 掃除終了後は、共有の用具等を用いるため、終わった後に必ず石けんを使用して手洗いをさせる。

⑤帰りの会

- サインした「朝の健康観察」を必ず持たせて帰らせる。対応で必要なことは連絡帳に記載したり、電話連絡をしたりして保護者に伝える。
- 寄り道のない帰宅等についての意識づけを行う。

⑥放課後

- 放課後、子供を残して加力指導等を行う場合は、机の間隔を開けること等に留意する。
- 算数・国語教室は各机に1名座らせたり、同じ机でも対角線上に座らせたりするなど配慮する。
- 換気を十分にした後、机の間隔を開けるなど、次の日の準備を行って教室を出る。
- 心配な状況があった児童や体調不良で欠席している児童の保護者に連絡を取り、報告や確認を行う。

（５）心理面での配慮

- 感染者への配慮を考えることのできる児童や学級の雰囲気育てる。
- 心理的ストレスを抱えていると思われる児童に対して、積極的な声かけやスクールカウンセラー等へのつなぎを行う。
- 心理的ストレスを抱える児童に対して、配慮ができる子供たち（良さや違いを認め合う子供たち）を育てる。

（６）保健関係

- 内科検診や歯科検診等は、学校医や学校歯科医と相談のうえで実施時期や実施方法を実施する。

- 保健室への来室児童について、担任と養護教諭で細かく連絡を取り合い、個々の児童の状況に応じた対応を行う。
- 体調不良による欠席、感染症不安による欠席は、出席停止の取り扱いとする。明らかに他の理由による病欠欠席や事故欠席は、欠席扱いとする。

(7) 教職員の感染症対策

- 基本的な感染症は児童と同様とし、濃厚接触者とならない感染予防対応を徹底する。
- 県外感染地域への往来を除き、教職員への行動制限依頼は行わない。

6. 校内対応レベル2

中央東福祉保健所管内ステージ注意(140人以上)、または、高知県内ステージ警戒(420人以上)、佐古小学校で濃厚接触者が複数出た場合

(1) 学校における教育活動への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- マスクを外して大声を出す教育活動は行わない。
- 2週間内に感染者が多く出ている高知県内地域への社会見学は行わない。
- 水泳は距離を十分に確保して無言を基本として行う。また、小プールは学級単位で実施して密を避ける。

(2) P T A 活動や地域学校協働活動への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- 参観日等、保護者が校舎内に一斉に集う学校行事は、感染防止対策の徹底を考慮したうえで実施する。
- 運動会等、児童や保護者が屋外に一斉に集う学校行事については、時間短縮や人数制限など、3密を考慮した計画を立てて実施する。
- 外部の者が参加して行う会議は、20名程度を目安として、人数制限を設けて行う。

(3) 教職員への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- 教職員に対して、3密に関する行動制限依頼を行い、濃厚接触者とならないように個々の感染予防を徹底する。
- 感染地域だけでなく、必要のない県外への旅行等は控える。
- 会食は小グループで長時間にならないようにする。

7. 校内対応レベル3

中央東福祉保健所管内ステージ警戒(420人以上)、または、高知県内ステージ特別警戒(1120人以上)、佐古小学校において感染者が複数出た場合のいずれかの場合

(1) 学校における教育活動への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- 集会等の全校が屋内で集う学校行事は行わない。
- 児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等は行わない。
- 近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わない。
- 音楽において、近距離での合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は行わない。また、近距離での合唱を行う場合は下記のこと留意する。
 - ・原則、マスクを着用する。
 - ・マスク着用でも、個々の間隔を前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m(最低1m)空ける。

- ・立っている児童の飛沫が座っている児童の顔へ付着することを防ぐために、立っている児童と座っている児童が混在しないようにする。
- ・常時換気を原則とし、連続した練習時間はできる限り短くする。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

- 家庭科において、児童が近距離で長時間活動する調理実習は行わない。
- 1・2 年水泳、体育館での体育は、密集を防ぐため学年単位では行わず学級単位で行う。また、体育において、児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わない。
- 屋内で学年間交流を行う場合、2 学年合同までとし、3 学年以上が合同となる交流は行わない。また、実施する場合でも、長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は2学年合同までの実施であっても行わない。
- 社会見学、宿泊学習、修学旅行等、バスや鉄道等を利用して校外へ出る学校行事は実施しない。

(2) P T A 活動や地域学校協働活動への制限（県の感染ステージを目安として判断する）

- 家庭に対して、本人及び家族の感染情報の連絡徹底を依頼する。
- 参観日等、保護者が校舎内に一斉に集う学校行事は行わない。児童や参観者を分散して実施するなど、3密を避けた実施方法を検討して行うか、または延期の判断をする。
- 運動会等、児童や保護者が屋外に一斉に集う学校行事については、感染防止対策の徹底を考慮したうえで実施するか、または延期の判断をする。
- 桜人等、地域ボランティアの関わりがある教育活動を休止する。
- 外部の者が参加して行う会議は、10名程度を目安として、人数制限を設けて行う。

(3) 教職員への制限（県の感染ステージを目安として判断する）

- 教職員に対して感染予防の行動制限の徹底を図るとともに、職員室等で長時間一斉に集うことをできるだけ避け、校務支援システム等の活用により情報共有を行う。
- 市外への出張や必要のない市外移動は控える。
- 会食は4人以下、2時間以内を厳守する。

(4) 感染報告を受けた後の対応

- 中央東福祉保健所及び香南市教育委員会に報告し、その指示に従って濃厚接触者の確認作業や保護者への周知等を行う。
- 校内での対応組織は、佐古小学校で感染者が発生した場合のマニュアル（グループウェアキャビネット及び事務部・総務・危機管理にデータ）保管に基づいて編成し、事後対応にあたる。

(5) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

- 発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するように伝える。取扱いは出席停止とする。
- 下校するまでの間は、他の者との接触を可能な限り避けられるように、保健室で待機させる。
- 該当児童の保護者には受診を勧めるなど、症状の要因確認を依頼する。

8. 校内対応レベル4

中央東福祉保健所管内ステージ特別警戒(1120人以上)及び特別警戒に準じる状況がある場合、または、高知県内非常事態(1960人以上)及び非常事態に準じる状況がある場合、佐古小学校において学級閉鎖の措置を1学級行った場合

(1) 学校における教育活動への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- 近距離でのペアやグループを用いた活動は必要最小限とし、感染予防を徹底して短時間で行う。
- 理科において、児童同士が近距離で長時間活動する実験や観察は行わない。
- 音楽において、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏及び合唱を行う場合は、体育館で2m以上の距離をとり、感染予防を徹底して行う。また、合唱を行う場合はマスク着用のまま行う。
- 家庭科において、児童が近距離で活動する調理実習は短時間で行い、試食等は教室で行うなど対面形式を避けて実施する。
- 図画工作において、児童同士が長時間対面形式で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は行わない。
- 体育は屋外での実施を基本とし、体育館を使う場合は身体接触やソーシャルディスタンスを徹底して学級単位で行う。
- 体育において、水泳の授業は行わない。
- 学年間交流は行わない。また、学年単位の活動は屋外を基本とし、屋内で行う場合は学級単位で行うこととする。
- 屋内で行う保護者や地域の方を複数招いての学校行事や研修は、間隔を開けることのできる体育館など広い屋内施設であっても行わない。
- 県外講師を招いての研修や学校行事は実施しない。県内講師である場合は、「周囲に感染が心配される状況がないかどうか」、「自家用車での移動など移動中の感染が心配される状況がないかどうか」等を確認して実施の判断を行う。
- 屋内で複数学年が集う学校行事は行わない。但し、入学式や卒業式の儀式的行事等で実施しないことが児童への心理的な影響が顕著であると考えられる行事については、実施方法の検討や感染予防の徹底を行ったうえでの実施を検討する。
- 屋外の学校行事については、複数学年合同の行事は行わない。授業と同様に単学年のみで行う場合も感染状況を考慮し、感染予防や保護者参観の方策について十分に検討して実施する。

(2) PTA活動や地域学校協働活動への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- 屋内・屋外を問わず、保護者等が集う学校行事は行わない。
- PTA役員会等を含め、学校内で保護者等が参加する会は行わず、文書や電話連絡等で必要事項を確認し合う。
- 学校外での活動についても、保護者や地域の方に実施を見合わせてもらうように依頼し、感染予防に努めてもらう。

(3) 教職員への制限(県の感染ステージを目安として判断する)

- 勤務外での必要のない外出を控える。本人だけでなく、家族が体調不良となった場合には特に慎む。

- 会食や不必要な長時間の会話等を控える。

9. 校内対応レベル5

佐古小学校で学級閉鎖等の措置を複数学級で行った場合

(1) 学校における教育活動の制限(感染確認後5日間を制限期間の目安とする)

- 近距離でのペアやグループを用いた活動は行わない。
- 理科において、授業は教室で行い、班ごとの対面形式となる理科室では行わない。
- 音楽において、感染症患者及び濃厚接触者が出た学級では、体育館であってもリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏及び合唱は行わない。
- 家庭科において、授業は教室で行い、班ごとの対面形式となる家庭科室では行わない。
- 図画工作において、授業は教室で行い、班ごとの対面形式となる図工室では行わない。
- 体育においては、身体接触のない個人運動での授業を基本として行う。
- 一人であっても、ゲストティーチャー等の外部人材を招いての授業は行わない。
- 学年が混合して密集する縦割班掃除や国語・算数教室等は行わない。
- 一斉にマスクを外す昼食後の歯磨きは行わない。口をゆすぐ等、短時間での代替行為に変える。

(2) PTA活動や地域学校協働活動の制限(感染確認後5日間を制限期間の目安とする)

- 発熱や倦怠感、喉の違和感など風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる状態が児童にある場合には登校を控えてもらうことを徹底する。その場合の取扱いは出席停止とする。
- 発熱や倦怠感、喉の違和感など風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる状態の者が家庭内にいる場合にも登校を控えてもらうことを徹底する。その場合の取扱いは出席停止とする。
- 学校外の者との協議や話し合いは少数であっても行わない。電話やメール等を基本とし、学校訪問者とは、極力、玄関にて対応する。但し、緊急性があり、面談での協議が必要な場合は、マスク着用とソーシャルディスタンスを徹底したうえで短時間の面談とする。
- 地域ボランティアの学校支援活動は個人であっても行わない。但し、感染予防等の対応のためにどうしても協力が必要な場合は、本人同意のもとで支援活動を依頼する。

(3) 教職員への制限

- 児童下校後は職員室をできるだけ避けて教室等を活用するなど密集を避ける。
- 発熱や倦怠感、喉の違和感など風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には出勤を控える。その場合の取扱いは特別休暇とする。
- 発熱や倦怠感、喉の違和感など風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる状態の者が家庭内にいる場合には出勤を控える。その場合の取扱いは特別休暇とする。
- 家庭内においてもソーシャルディスタンスなどの感染予防に留意する。

(6) 臨時休校等の判断について

■香南市教育委員会より通知のあった下表の考えた方に基づき臨時休校等の判断をする。

新型コロナウイルス感染症が学校で発生した場合、下記の対応の考え方とする。

香南市教育委員会

○感染者が発生した時点の対応 ※検討…学校長と市教委とで協議のうえ、決定するものとする。【R4.1.18改訂】

	児童生徒・教員の状況	学級閉鎖	学年閉鎖	臨時休業
①	感染者が1名以上でた場合、学校での行動調査の範囲をもとに濃厚接触者が特定されるまでの期間	行動範囲をもとに検討		
○感染者が発生した場合、学級閉鎖等の対応の考え方の目安		PCR 検査結果が出るまで	5日～7日間の閉鎖	5日～7日間の臨休
	児童生徒・教員の状況	学級閉鎖	学年閉鎖	臨時休業
②	同一学級に罹患者 1 名以上と複数(クラス内3人以上)の濃厚接触者がいる場合	○		
③	同一学年に罹患者と罹患者以外の学級にも複数(クラス内3人以上)の濃厚接触者がおり、複数の学級(学級数の5割以上)を閉鎖したり、学年全体に広がりが見られると考えられる場合 ※各学年が同一の生活空間(同一階)で、全体に広がっていると考えられる場合は、その同一階の学年も学年閉鎖を検討する。		○	
④	すべての学年で学年閉鎖になる場合			○
○児童生徒・教員が濃厚接触者になった場合の対応				
	児童生徒・教員の状況	学級閉鎖	学年閉鎖	臨時休業
⑤	濃厚接触者のみがクラスに複数いる場合(クラス内でおおむね3人以上)	検討		
⑥	教員の複数がPCR検査の対象となり、学校の運営が難しいと学校長が判断した場合	検討		

【R4.2.2 文部科学省通知による変更内容(臨時休業の判断関係)】

(現行ガイドラインにおける対応)

〔ガイドライン「3. <臨時休業の範囲や条件の例>」〕 学校で感染者が発生した場合、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間(全体として概ね数日～1週間程度)、臨時休業を行うことが考えられる。

全体として概ね数日～5日程度(土日祝日を含む。)

(現行ガイドラインにおける対応)〔ガイドライン「3. 【学級閉鎖】」〕 学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

5日程度(土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。)(その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。)

(現行ガイドラインにおける対応)

(学校で感染者が発生した場合、全体像の把握等のために臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合の学校の再開について、特段記載がなかった。)学

学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「2. 濃厚接触者等の特定について」]

学校で感染者が発生した場合、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、ガイドラインに示す基準を参考に濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がある。

濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者の候補の特定については、積極的疫学調査の実施が遅延したり十分に行えなくなったりする場合があることを踏まえ、特に地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行うことが考えられる。

■臨時休業や学級閉鎖を行う場合への対応は下記のとおりとする。

〈児童が学校にいる場合〉

・臨時休業についての文書を全ての児童に渡し、説明を行う。また、患者のプライバシー保護を徹底することを指導する。

※保健所の要請により、濃厚接触者の疑いがある児童を待機させる場合がある。保健所が到着するまで時間がかかるようであれば、以後、保健所から濃厚接触者と特定された場合は連絡が入り、PCR検査を受けるようになること等を説明する。また、待機の場合は感染予防策(マスク着用、換気をする等)をとる。

※待機以外の児童は保護者へ連絡がつき次第帰宅させる。その際帰宅後の自宅待機を指導する。

※保護者に連絡が取れない場合は、文書を持たせて帰宅させる。

※欠席している児童へは電話連絡を行い、臨時休業について説明する。

・全ての児童の保護者に臨時休業について連絡し、自宅待機を指導する。また、患者のプライバシー保護を徹底することを指導する。

※以後、保健所から濃厚接触者と特定された場合は、PCR検査を受けることになることを説明する。

10. 新型コロナウイルス関係対応基準について

	状況	対応内容
1	平常時	家庭で必ず検温し、37.5℃以上の発熱や咳・のどの痛み等の風邪症状がある場合は自宅静養してもらう。 解熱後（解熱剤を使っていない状態で）24時間は経過観察のため、自宅静養をしてもらう。 症状が続く場合は、新型コロナウイルス健康相談センター（088-823-9300）に相談を促す。
2	家族に気になる風邪症状（熱・咳）が出た場合	学校に連絡をもらい、児童生徒を預かるときにマスクの着用をしてもらう。 また、症状が続く場合は医療機関や保健所等に相談を促す。
3	保護者の職場で濃厚接触者が出た場合	濃厚接触者のPCR検査の結果によっては、職場の濃厚接触の範囲が決まってくる。結果が出るまでは、児童生徒は通常通り登校。
4	家族が濃厚接触者となった場合	濃厚接触者となった場合、児童生徒に症状がなければ通常通り登校。教職員もこれに準ずる。但し、校内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、登校や出勤を控えてもらう。その際の取扱いは出席停止や特別休暇扱いとする。
5	家族の感染が確認された場合	感染が確認された家族の児童生徒については、保健所の調査結果が出るまで（濃厚接触者の範囲が決まるまで）登校停止。教職員もこれに準ずる。濃厚接触者の対象となる可能性が高く、対象となった場合は5～7日間の自宅療養（登校・出勤停止）となる。その際の取扱いは出席停止や特別休暇扱いとする。
6	児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合	【厚生労働省「新型コロナウイルス最前線」より】登校・出勤停止（濃厚接触者には保健所から指示がある）。PCR検査結果後、陽性と判断された場合は10日以上の療養が必要であり、登校・出勤停止となる。療養解除は保健所の指導に従う。陰性と判断され症状がなくても5日間は健康観察のため登校・出勤停止。
7	学校で感染者が出た場合	児童生徒・教職員の感染が確認されたら、校長は感染者の状況、保健所等から聞いている指示などを香南市教育委員会に連絡をする。
8	休校発表後の保護者からの問い合わせの対応について	患者の個人情報の保護に留意する。 【問い合わせへの回答例】 個人の人権尊重と個人情報の保護に留意するため、患者についての詳細情報についてはお答えできませんのでご了承ください。また、濃厚接触者については、保健所と連携して確認作業を進めており、濃厚接触者と確認された場合は、早急に連絡をさせてもらい、PCR検査を実施することになります。家庭でもお子様の健康状態を確認いただきながら、体調不良等の症状が出た場合は、新型コロナウイルス健康相談センターにご連絡をお願いします。
9	休校期間について	R4.1.8 改訂資料に基づく対応